

災害時のペット同行避難の課題と公営住宅におけるペット飼育のあるべき方向について

公営住宅のペット飼育問題と災害時ペット同行避難の課題については、動物愛護法や各自治体の条例の制定により動物愛護の理念に基づく共生のまちづくりが求められている今、全国共通の課題となっています。

民間の分譲マンションの半数以上が、すでに他の居住者に迷惑をかけずマナーある飼育をする場合には、ペット飼育は認められている時代となる中で、賃貸マンションもペット飼育可の物件も見られるようになってきています。こうした社会の動向を見た時、公営住宅におけるペット飼育問題についても、何らかの対応が狭われてきています。災害時におけるペット同行避難のあり方については、災害時に被災者に提供する公営住宅においてどう対処するかは、平時における府や市の住宅条例によって例外入所を認めつつも、ペット同行避難については、明記されておらず、住宅条例に基づいてペット禁止という処置を取っている自治体がほとんどです。そうした中で、動物愛護憲章を府と市が協調して制定し愛護センターも府市協働で整備した京都府の取組みが今、注目されています。公営住宅には、UR 機構（国）、府営住宅（都道府県）、市営住宅（市）がありますが、京都府と京都市との間で動物愛護施策と住宅施策の整合を図る取組みが、動物愛護政策に理解のある地方議員がされています。その取組を考察すれば、ペット同行避難の課題解決には、住宅条例との整合性を図ることが極めて重要であることを示唆しており、活路が開けるきっかけにもなろうかと思われまます。

全国の中で、課題は認識しつつも具体的な視点を持って取組まれている地方議員は余りありません。その意味では、今回ご紹介する京都府議と京都市議の連携による取組みは全国初！とも言えるものと言えるでしょう。問題の課題整理と具体的な政策推進の視点を参考にさせていただくため現状をご報告いたします。

<京都市>

① 京都市では、まず 10 月 7 日市議会委員会（決算委員会）で**大道義知市議**（公明党）が、市営住宅における動物愛護施策のあり方について問題提起がなされました。

大道市議によると、従来、市営住宅ではペットを飼うことが原則禁止になっているが、時代の変化とともに、市営住宅でも人と動物がよりよく共生する可能性を探るために、現在の問題点を法律を含めて根本から精査すべきとしています。市営住宅を管理するための京都市住宅条例の条文には、動物や飼育といった文言は全く記載されていません。動物及びペット禁止ということは条例違反にはならないことを示唆しています。つまり迷惑をかける行為であるかどうか、禁止事項に当たるという解釈です。その意味から言えば、人と動物との共生を目指すマナー条例を制定した京都市としては、市営住宅に居住する市民にあってもその条例は遵守することが求められると同時に、マナーに沿った飼育であれば飼育も可とすることも検討すべきではないか。そのためにも、動物飼育の実態把握を早急に行うべきであるとの問いかけです。この大道市議の問いかけに、京都市は「検討したい」と積極的に取り組む答弁をしています。

<NPO 等民間団体>

② 続いて、**公益財団動物環境・福祉協会 Eva** さん（代表は杉本彩氏）が京都市長に面談し災害時の公営住宅におけるペット同行避難のための措置を京都市長に陳情。**門川市長**からは積極的に取り組みを広げていくとのお話がありました。

＜京都府＞

- ③ 10月21日、京都府議会で、こかじ義広府議（公明）が災害時におけるペット同行避難問題を掘り下げて、公営住宅の利用について質疑をされました。これに対し山田知事からは、災害時に被災者を支援するため公営住宅を提供することが要請されるが、その際に、ペット同行の避難者が受入できるよう課題整理を行うとともに、住宅の近隣の動物愛護ボランティアの方々とも連携し、住宅と地域とでペット同行の避難者の受け入れシステムができないか検討したい主旨の答弁がありました。また、何よりも山田知事は、災害時だけでなく平時における府営住宅における動物愛護の理念を踏まえたペット飼育のあり方についても、「住宅審議会に議論をお願いし、検討していきたい」と極めて積極的な答弁をし注目に値します。

このように京都市議と京都府議の連携プレーにより、全国に先駆けて、災害時のペット同行避難のための公営住宅の利用や、平時での公営住宅におけるペット飼育の可能性を探り始めました。

また、大道市議は「動物愛護の理念に基づく災害時におけるペット飼育及びペット同行避難問題は、自治体の圏域を超えた広域的な政策が求められるとともに、都道府県と市町村との連携協調が求められる」と説いておられます。今後、京都府、京都市はともに協力して広域的にこの問題に取り組むことになるはずです。

東日本、熊本、そして常総、鳥取と、災害が起きるたびに繰り返されるのはペットを飼っている被災者のご苦勞です。被災したうえにペットと一緒に避難できない困惑、断腸の思いでのペットの置き去り等。また行政としても行き場のない犬猫で動物愛護センターがあふれかえるということの繰り返しです。一日も早く何とか手を打たなければなりません。

ついに府市協調で愛護行政を進める京都市、京都府がこの問題に真剣に取り組み始めました。この動きは全国に急速に広まると見られており、全国のモデルとなることを期待したいと思います。

(2016年10月26日作成)